

平成26年10月6日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

室長 姫野 泰啓(内線3814)

災害対策調整係長 堀田 朋寛(内線2830)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3595)2172

御嶽山噴火に係る被害状況及び対応について

御嶽山噴火に係る10月6日13時時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

御嶽山噴火に係る被害状況及び対応について

1 厚生労働省における対応等

9月27日（土）

15:00 厚生労働省情報連絡室設置

17:30 大臣から2点指示

1. 関係地方自治体と連携し、状況の把握に努めること。
2. 被災者の人命救助のため、医療の提供に万全を期すこと。

9月28日（日）

18:00 厚生労働省災害対策本部設置

9月29日（月）

11:45 第1回災害対策本部会議開催

2 DMAT等活動関係

- 長野県から県内の医療機関に対しDMATの派遣要請（9/27 14:30）
- 岐阜県から県内の医療機関に対しDMATの派遣要請（9/27 18:30）
- 長野県から近隣5県に対しDMATの派遣要請（9/27 20:00）
- 医政局DMAT事務局において、長野県やDMAT隊員に対し、派遣要請等に係る総合支援を実施。
- DMATの活動（10/1 08:00）
 - 長野県側 活動終了（活動最大時26チーム）
 - 岐阜県側 活動終了（活動最大時1チーム）
- 長野県は、DPATを派遣することを決定した。（9/28 12:41）
- 長野県立木曾病院にDPATを1チーム派遣し活動開始。（9/28 14:40）
- 役割を分担し、DPATは長野県立木曾病院で精神科医療的な支援、日赤こころのケア班は遺体安置所でご遺族に対する心理的なケア、保健師は待機されているご家族の方への対応、精神保健福祉センターはコーディネートを担当。
- 10月1日より、長野県立こころの医療センター駒ヶ根及び日赤こころのケア班等の医療関係者が集まり、「被災者家族サポートチーム」を結成し、家族待機施設3か所を巡回し、常駐している町保健師と連携し、待機しているご家族の心身のケアに対応。
- 10月3日 DPATの活動終了。また、「被災者家族サポートチーム」を縮小し、以降は家族待機施設1か所において対応。（10/3現在）

3 水道関係（10/3 9:00現在）

(1) 対応状況

○ 長野県

- ・ 降灰量の多かった木曾町、大滝村及び下流の木曾地域4町村には注意を呼びかけており、各町村において施設の見回り等を実施。

○ 長野県 木曾町

- ・ 河川原水の水質検査の強化を実施。万が一異常が発見された場合は取水を一時停止し、対処する体制を整えている。
- ・ 水源の白濁を確認、取水を一時停止したが、木曾町自己所有の給水車2台と松本市、塩尻市、安曇野市から各1台派遣された給水車により配水池への給水を行い、断水は回避。（10月2日 21:00頃）
- ・ 水源の水質検査を行い、安全性が確認出来たため、河川からの取水を再開。これに伴い配水池への応急給水終了。断水は行わず。（10月3日 19:00頃）
- ・ 木曾町北部簡易水道の水源に白濁を確認したため取水を一時停止。木曾町自己所有の給水車（2台：1.5t、6.5t）と松本市、塩尻市、安曇野市（各市1台：2t）より派遣された給水車により配水池への給水を行い断水は回避。（10月5日22:20頃）

4 通知等の発出状況

(1) [医療保険関係]

- 9月29日 各医療保険者等及び関係機関に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知
※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知
- 9月29日 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(2) [被災した要介護高齢者等への対応について]

- 9月29日 9月27日の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要介護者の対応について、保険者に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知した。

(3) [被災した要援護障害者等への対応について]

- 9月29日 9月27日の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要援護障害者等の対応について、長野県に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知した。

(4) [被災者及び家族（遺族含む）への心理的ケアの対応について]

- 10月1日 各都道府県・指定都市に対し、被災者および家族への心理的ケアに関する相談について精神保健福祉センター等での対応を依頼。さらに国立精神・神経医療研究センターの災害時こころの情報支援センターにおいて支援者に対する技術的な支援等を行うことができる旨を周知。